

實行せしむる強制力に缺く。即ちその契約の締結者の一方が、平常は何等形のないものであつて見れば、相手方をしてその契約の履行に忠誠ならざるに至らしめるからである。團體交渉が發達して行くにつれ、労働者の集団は勢ひ恒久的のものとなり、組合として組織される、に至るのは、自然の趨勢である。即ち團體交渉の主たる労働者の團體は、理論上は組合然らざることはないが實際上は、組合組織を持つものであるといつて放て過言ではないのである。

#### 團體交渉の内容

然ばく團體交渉の内容は如何、その最も重要なものとしては

(一)賃銀及労働時間の制定……之が最も一般的なるもの

(二)作業場に工場設備、衛生施設及福利増進に関する諸條件

(三)職員待遇の基準、徒弟或は一定の仕事に就ぶべき駕手の人事と階級等

之等諸問題に關し労資が、豫め協定をなすのである。而して右の内最も主要なるものは言ふまでもなく第一の賃銀の制定之である。  
労働組合は組合員のため、標準賃銀率を事業主との間に團體交渉に依つて協定し尙之が施行に努め、特に熟練を必要とする多くの職業にあつては、少くとも同一地方に於て、その組合員の一人でも、それ以下の賃銀では働く事の出来ない標準率を地方的に施行する。又相異った種々の職業を包括する組合では、その職業の種類に應じて、夫々標準賃銀率を定めるのである。例へば英國同機關工協會が製造工、旋盤工、組立工、機械工等に對して、夫々異つた日給率を定めてゐる如きである。労働時間の制定に就ても之と同様である。

第二の、作業工具設備、衛生施設及福利增進に關する事項については殆んど説明を要しない、之等の事項を完全に履行する事は、生産能率に關係する處頗る大であつて、その結果利する處は、労働者の健康維持といふ事もあるにはある